

役員	<p>医療法人立などの病院の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。</p> <p><u>理事（長）兼病院長の場合は「病院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。</u></p>
II 賞与 [調査票45～64欄]	<p>常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金をいいます。</p> <p>使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。</p> <p><u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u></p>
人 員 [調査票45～54欄]	<p>直近の事業年（度）に賞与、期末手当等の一時金を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。</p> <p><u>個人立病院で、青色事業専従者として賞与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。</u></p>
賞 与 [調査票55～64欄]	<p>直近の事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。</p> <p><u>個人立病院で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入してください。</u></p>
III 給与費等の内訳	
非常勤職員給料 [調査票65～67欄]	<p><u>平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。</u></p>
賞与支給額 [調査票68欄]	<p>直近の事業年（度）に職員（非常勤職員を含む）に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。</p> <p><u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u></p> <p>使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。</p>
退職給付費用 [調査票69欄]	<p>直近の事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。</p> <p><u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u></p>
法定福利費 [調査票66～70欄]	<p>法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。</p> <p>(1) <u>平成21年6月及び直近の事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手拠出金の事業主負担額</u></p> <p>(2) <u>直近の事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額及びその1/12の額</u></p> <p>(3) <u>直近の事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額及びその1/12の額</u></p>
給与費等の合計 [調査票71欄]	<p><u>この欄の金額を「第2 損益」の「2 給与費」の欄に記入してください。</u></p>

## 「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票5頁)

- この調査票の記入にあたっては、個人立病院は平成20年12月31日現在、個人立以外の病院は直近の事業年(度)の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の病院の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、病床数、従事者数の割合など、調査対象となった病院分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票①欄]	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②欄]	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③欄]	創業費(法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用)、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 [調査票⑤欄]	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑥欄]	地方債(企業債を含む)及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。 なお、地方債による長期借入金を <u>借入資本金として整理している場合</u> についても、この欄に含めて記入してください。

## 「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票6頁)

- この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の事業年(度)の金額を記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課等(直近の事業年(度)の年額)」	
租税公課 [調査票①欄]	次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。 (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、賦課金
損害保険料 [調査票②欄]	火災保険料、病院賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。 なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。
寄付金 [調査票③欄]	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。
「税金(直近の年(度)の年額)」	税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、 <u>税金総額を利益(医業収益－医業費用)金額の割合で按分し、調査客体となった病院分の負担額を記入</u> してください。 この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。
法人税 [調査票④欄]	個人立病院については記入の必要はありません。 個人立以外の病院は <u>直近の事業年(度)の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入</u> してください。
住民税 [調査票⑤欄]	個人立病院については記入の必要はありません。 個人立以外の病院は <u>直近の事業年(度)の住民税確定申告書の「年税額」(「法人税割額」＋「均等割額」)の金額を記入</u> してください。
事業税 [調査票⑥欄]	個人立病院については記入の必要はありません。 個人立以外の病院は <u>直近の事業年(度)の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入</u> してください。
「通勤手当(直近の事業年(度)の年額)」	通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

## 参考資料 1

### 「設備関係費」について（調査票3頁）

- 「第2 損益」の「IV 医業・介護費用」のうち、「4 設備関係費」に含まれる費目は、次のとおりです。
- なお、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年（度）実績の1/12の額としてください。

減価償却費	建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費
設備器械賃借料	設備、器械の使用料（リース料、レンタル料）
土地賃借料	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料
建物賃借料	建物、構築物（門、へいなど）を賃借することにより所有者に対して払う賃料
修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用。（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の固定資産の保有に係る租税公課。ただし、車両関係費に該当するものを除く。
器機保守料	器機の保守契約に係る費用
器機設備保険料	施設設備に係る火災保険料等の費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
車両関係費	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の費用

## 参考資料 2

### 「経費」について（調査票 3 頁）

- 「第 2 損益」の「IV 医業・介護費用」のうち、「5 経費」に含まれる費目は、次のとおりです。
- なお、\*印を付した費目で、平成 21 年 6 月 1 か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年（度）実績の 1 / 1 2 の額としてください。

福利厚生費		福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費  (1) 看護宿舍、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費		業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	*	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費		電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費		カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など 1 年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費		事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので 1 年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
会議費		運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光熱水費	*	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用。 ただし、救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料に係るものは除く。
保険料	*	生命保険料、病院賠償責任保険料など保険契約に基づく費用。 ただし、福利厚生費（上記参照）、器機設備保険料（1 2 頁参照）及び車両関係費（1 2 頁参照）に該当するものを除く。
交際費	*	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸会費	*	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課	*	(1) 事業税、消費税、印紙税、登録免許税などの租税で原則として税法上損金に算入されるもの。

徴収不能損失 雑 費	*	<p>ただし、固定資産税等（12頁参照）及び 車両関係費（12頁参照）に該当するものを除く。  (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金</p> <p>徴収不能損失引当金（貸倒引当金）への繰入額</p> <p>寄付金など上記の科目に属さない費用</p>
---------------	---	---



平成21年6月 医療経済実態調査

一般診療所調査票 記入要領



厚生労働省

中央社会保険医療協議会



# 医療経済実態調査（一般診療所調査票）

## I 調査の概要

### 1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

### 2 調査の対象及び客体

#### (1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の一般診療所を対象とします。ただし、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、刑務所、船内等に設置される一般診療所等は除外します。また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター及び夜間診療所等も除外します。

#### (2) 調査の客体

調査対象となる一般診療所を、入院患者の有無別、主たる診療科別、介護療養施設サービス事業の有無別、院外処方の有無別、地域別に層化し、それぞれ無作為に1/25を抽出して客体を選定します。

### 3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

### 4 調査の時期

平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。

### 5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等

### 6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

### 7 調査票の提出期限

調査票は、平成21年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-\*\*\*\* 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

## II 調査についての注意事項

### 1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。  
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 一般診療所として調査客体となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

### 2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

**【中医協 医療経済実態調査事務局】**

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

## 「第 1 基本データ」の記入要領 (調査票 1 頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成 21 年 6 月 30 日現在の事実について記入してください。

- |                   |   |                   |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
|-------------------|---|-------------------|----------|----------|----------------|---------|---------|----------------|---------|--------|-----------|----------|----------|--------|--------|---------|-------|----------|-------------------|---------|-----------|----------------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|-------|------------|---------|---------|-------|--------|---------------|---------|--------|----------|----------|--------|
| 2 主たる診療科目         | <p>標榜する診療科目のうち、主たる診療科目について、以下の番号を記入してください。<u>該当する診療科目がない場合は、読み替えが可能な最も近い診療科目を記入してください。</u></p> <p>ただし、麻酔科については、麻酔科の広告許可を受けている者のいる施設に限ります。</p> <p>なお、主たる診療科目の考え方の優先順位は、①科目別患者数が多いもの、②院長又は常勤医師（非常勤医師のみのときは管理医師）の主たる専門科目、③院長が主たる診療科目として判断するものとします。</p> <p>(診療科目)</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">01 内科</td> <td style="width: 33%;">02 呼吸器内科</td> <td style="width: 33%;">03 循環器内科</td> </tr> <tr> <td>04 消化器内科(胃腸内科)</td> <td>05 腎臓内科</td> <td>06 神経内科</td> </tr> <tr> <td>07 糖尿病内科(代謝内科)</td> <td>08 血液内科</td> <td>09 皮膚科</td> </tr> <tr> <td>10 アレルギー科</td> <td>11 リウマチ科</td> <td>12 感染症内科</td> </tr> <tr> <td>13 小児科</td> <td>14 精神科</td> <td>15 心療内科</td> </tr> <tr> <td>16 外科</td> <td>17 呼吸器外科</td> <td>18 循環器外科(心臓・血管外科)</td> </tr> <tr> <td>19 乳腺外科</td> <td>20 気管食道外科</td> <td>21 消化器外科(胃腸外科)</td> </tr> <tr> <td>22 泌尿器科</td> <td>23 肛門外科</td> <td>24 脳神経外科</td> </tr> <tr> <td>25 整形外科</td> <td>26 形成外科</td> <td>27 美容外科</td> </tr> <tr> <td>28 眼科</td> <td>29 耳鼻いんこう科</td> <td>30 小児外科</td> </tr> <tr> <td>31 産婦人科</td> <td>32 産科</td> <td>33 婦人科</td> </tr> <tr> <td>34 リハビリテーション科</td> <td>35 放射線科</td> <td>36 麻酔科</td> </tr> <tr> <td>37 病理診断科</td> <td>38 臨床検査科</td> <td>39 救急科</td> </tr> </table> | 01 内科             | 02 呼吸器内科 | 03 循環器内科 | 04 消化器内科(胃腸内科) | 05 腎臓内科 | 06 神経内科 | 07 糖尿病内科(代謝内科) | 08 血液内科 | 09 皮膚科 | 10 アレルギー科 | 11 リウマチ科 | 12 感染症内科 | 13 小児科 | 14 精神科 | 15 心療内科 | 16 外科 | 17 呼吸器外科 | 18 循環器外科(心臓・血管外科) | 19 乳腺外科 | 20 気管食道外科 | 21 消化器外科(胃腸外科) | 22 泌尿器科 | 23 肛門外科 | 24 脳神経外科 | 25 整形外科 | 26 形成外科 | 27 美容外科 | 28 眼科 | 29 耳鼻いんこう科 | 30 小児外科 | 31 産婦人科 | 32 産科 | 33 婦人科 | 34 リハビリテーション科 | 35 放射線科 | 36 麻酔科 | 37 病理診断科 | 38 臨床検査科 | 39 救急科 |
| 01 内科             | 02 呼吸器内科  | 03 循環器内科          |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 04 消化器内科(胃腸内科)    | 05 腎臓内科   | 06 神経内科           |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 07 糖尿病内科(代謝内科)    | 08 血液内科   | 09 皮膚科            |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 10 アレルギー科         | 11 リウマチ科  | 12 感染症内科          |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 13 小児科            | 14 精神科  | 15 心療内科           |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 16 外科             | 17 呼吸器外科  | 18 循環器外科(心臓・血管外科) |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 19 乳腺外科           | 20 気管食道外科   | 21 消化器外科(胃腸外科)    |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 22 泌尿器科           | 23 肛門外科   | 24 脳神経外科          |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 25 整形外科           | 26 形成外科   | 27 美容外科           |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 28 眼科             | 29 耳鼻いんこう科  | 30 小児外科           |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 31 産婦人科           | 32 産科   | 33 婦人科            |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 34 リハビリテーション科     | 35 放射線科   | 36 麻酔科            |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 37 病理診断科          | 38 臨床検査科  | 39 救急科            |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 3 病床の状況 (有床診療所のみ) | <p>許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を記入してください。</p>   |                   |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 4 処方の状況           | <p>平成 21 年 6 月 1 日から 6 月 30 日の期間内の処方せん料の算定 (院外処方) の回数及び処方料の算定 (院内処方) の回数を記入してください。</p>  |                   |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |
| 5 直近の事業年(度)       | <p><u>平成 21 年 3 月末までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。</u>なお、今後、直近の事業年(度)とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。</p> <p><u>個人立診療所については、記入の必要はありません。</u></p>   |                   |          |          |                |         |         |                |         |        |           |          |          |        |        |         |       |          |                   |         |           |                |         |         |          |         |         |         |       |            |         |         |       |        |               |         |        |          |          |        |

## 「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に提供した医業及び介護に関連するすべての収益(支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む)と、これに対応するすべての費用(未払分を含む)を記入してください。  
ただし、家計分は含めないでください。
- 「直近の事業年(度)」の欄の記入にあたっては、当該年(度)の損益計算書(収支決算書)の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該診療所のみを推計して記入してください。

<p>I 医業収益 [調査票①～⑯欄]</p>	
<p>1 入院診療収益 [調査票①～③欄] [調査票⑨～⑪欄]</p>	
<p>(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票① ⑨欄]</p>	<p>入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。</p>
<p>(2) 公害等診療収益 [調査票② ⑩欄]</p>	<p>公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。</p>
<p>(3) その他の診療収益 [調査票③ ⑪欄]</p>	<p>自費診療、特別メニューの食事、特別の療養環境収益(特別室の特別料金徴収額)などの金額を記入してください。</p>
<p>2 外来診療収益 [調査票④～⑥欄] [調査票⑫～⑭欄]</p>	
<p>(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票④ ⑫欄]</p>	<p>外来(往診を含む)患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。</p>
<p>(2) 公害等診療収益 [調査票⑤ ⑬欄]</p>	<p>公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。</p>
<p>(3) その他の診療収益 [調査票⑥ ⑭欄]</p>	<p>外来患者の医療に係る収益で、自費診療などの金額を記入してください。</p>
<p>3 その他の医業収益 [調査票⑦ ⑮欄]</p>	<p>次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。</p>
	<p>(1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等</p>

の公衆衛生・地域医療活動などによる収益

学校医・産業医の手当などを年払い、期払いなどの形態で受給している場合、平成21年6月分については、直近の事業年（度）の受給額（税込）の1/12の額を記入してください。

(2) 医師会病院からの還付金、受託検査収益、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、生命保険の審査料、文書料（診断書料）、各種手数料などによる収益

(3) その他の収益

① 有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益

② 受取利息、配当金、補助金（直近の事業年（度）において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの）、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などによる収益

保険等査定減については、直近の事業年（度）実績及びその1/12の額を、この欄で減算し調整してください。

II 介護収益  
[調査票⑰～⑳欄] 診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

1 施設サービス収益  
[調査票⑰ ㉒欄] 施設サービスに係る収益（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。  
また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。

2 居宅サービス収益  
[調査票⑱ ㉓欄] 居宅サービスに係る収益（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。  
また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。

(うち)短期入所療養介護分  
[調査票⑲ ㉔欄] 上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。

3 その他の介護収益  
[調査票㉑ ㉕欄] 文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。

保険等査定減については、直近の事業年（度）実績及びその1/12の額を、この欄から減算し調整してください。

III 医業・介護費用  
[調査票㉗～㉙欄] 「I 医業収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。

1 給与費  
[調査票㉚欄] 「第3 給与」の㉗欄の金額を記入してください。  
平成21年6月分については、記入の必要はありません。